

参 考 資 料

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会

規約 逐条解説

参考資料

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会規約 逐条解説

(設置)

第1条 天王町・昭和町・飯田川町(以下「3町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

【説明】

本条は、法定合併協議会の設置根拠を明示し、それらに基づき天王町・昭和町・飯田川町の3町において合併協議会を設置する旨を定めるものである。

本協議会は、市町村の合併の特例に関する法律において合併に際して設置を義務づけられた、地方自治法第252条の2第1項に規定する連絡調整及び計画作成の双方の性格を有する協議会であると位置づけられ、設置に当たっては3町の議会の議決を要するほか、秋田県知事への届出を要する。

市町村合併は、その地域住民に重大な影響をもつことから、合併がその地域住民の福祉の向上に資するか否かを3町間で公平かつ慎重に検討し、3町の将来についての計画作成したうえで行われるべきものとの観点から、3町の共同の機関として合併協議会を設置するものとしている。

この合併協議会が作成主体となって作成される新市建設計画に基づく事業についてのみ、合併特例法上の財政措置が適用されることになる。

(名称)

第2条 協議会は、天王町・昭和町・飯田川町合併協議会と称する。

【説明】

本条は、協議会の名称を天王町・昭和町・飯田川町合併協議会と定めたものである。

協議会の名称は、協議会の構成団体を示す名称及び担当事務によって定めることとされている。関係団体が多い場合においては、「市外 町村協議会」というような表記がなされることもあるが、本協議会は3団体であることから、3町の名称を併記し、「天王町・昭和町・飯田川町合併協議会」としたものである。

(事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 3町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、3町の合併に関し必要な事項

【説明】

本条は、本協議会の担当事務について定めたものである。

第1号では、3町の合併に関する一般的な事項を協議する旨を規定し、第2号では、合併特例法第5条において合併協議会が行うべきであると規定されている「合併市町村の建設に関する基本的な計画の作成」、つまり市町村建設計画の作成を規定している。

その他の合併に関する協議については、第3号において読み込むものと考えており、最終的な合併の是非に関する協議もその中に含まれるものと考えている。ただし、本協議会は、あくまでも3町合併の必要性と効果を確認し、より具体的な協議を行うことによって合併の具体的な姿を住民に提示することを使命として法定合併協議会を設置すべきであるという、任意協議会である天王町・昭和町・飯田川町合併任意協議会での検討の結果を踏まえて設置するものであることから、当面合併を前提とした協議を行い、その情報を住民に十分に提供していくことが最大の使命になると考えている。

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、秋田県南秋田郡天王町天王字上江川47-610
天王町保健センター内に置く。

【説明】

本条は、協議会の事務所の位置を定めたものである。

任意協議会では事務所を天王町保健センターとしており、効率的な運用を図るために引き続き事務所として使用したいことから、事務所の位置を明記したものである。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

【説明】

本条は、協議会の組織について定めたものである。

地方公共団体の協議会の組織については、地方自治法第252条の3第1項において、「会長及び委員をもってこれを組織する」と定められている。地方自治法上、会長と委員とは別個のものであるとの位置づけがなされ、個別に規定すべきものであることから、本規約においても、会長及び副会長を委員とは別個のものとして規定する方式を採用したものである。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、3町の長が協議し、3町の長の中から会長1名、副会長2名
を選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

【説明】

本条は、協議会の会長及び副会長の選任方法及び常勤・非常勤の区分を定めたものである。

合併協議会の会長については、「委員と会長は別なものと考えられているので、規約により、委員が互選したものをもってこれに充てる旨を定めることはできない(「逐条地方自治法」松本英昭著学陽書房)と解されていることから、別途、3町の長の協議により、本規約第7条第1項第1号に規定する者の中から選任する旨を定めるものである。

なお、先の合併特例法の改正により、学識経験者の中からも会長を選任することが可能となったことから、規約に明示することにより委員の互選による選任も可能となることも想定できるが、合併事務をつかさどる重要な職責を担うものであることを勘案し、3町の長の中から3町の長が協議して定めるものをもって充てることとした。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 3町の長(前条第1項の規定により会長となった者を除く。)
 - (2) 3町の議会議長及び議会の推薦する議員各2名
 - (3) 3町の長が定めた者各3名
 - (4) 3町の長が協議して定めた学識経験を有する者1名
- 2 委員は、非常勤とする。

【説明】

本条は、協議会の委員となるべき者の範囲を定めたものである。

合併協議会の委員については、

関係普通地方公共団体の職員(地方自治法第252条の3第2項)

議会の議員(合併特例法第3条第3項)

学識経験を有する者(合併特例法第3条第5項)

をもって充てることとされている。このように、法律の趣旨によれば、一般的な意味での「住民代表」を委員とすることは想定されていない。しかし、合併という住民生活に大きな影響を及ぼす事項について協議を行う機関であることから、本条では第1項第3号「3町の長が定めた者各3名」を住民代表として想定している。

(会長の職務代理)

第8条 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長のうち会長が指名した者がその職務を代理する。

【説明】

本条は、会長の職務代理について定めたものである。

副会長2名のうち、会長が指名した副会長1名がその職務を代理することを規定したものである。

(会議)

第 9 条 協議会の会議 (以下「会議」という。) は、会長が招集する。

2 委員の 3 分の 1 以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

【説明】

本条は、協議会の会議の招集について定めたものである。

会議の招集権限は会長に属し、招集に当たっては、日時・場所等とともに会議に付議する案件について、事前に委員に通知する旨を規定している。

また、第 2 項では委員の請求による会議招集について規定したものであり、本協議会委員数では 7 人以上の請求で会議招集するものとしている。

(会議の運営)

第 10 条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

【説明】

本条は、協議会の会議運営について定めたものである。

本規約においては、協議会の会議の成立要件として、会長を除く委員の半数以上の出席を要するものとし、また、会議の議長は会長が務める旨を定めている。

本規約に定める以外の会議の運営に関する事項については、別添の会議運営規程及び会議運営申し合わせ事項において定めるものとしている。

(事務局)

第 11 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、3 町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 この規約に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

【説明】

本条は、協議会の事務処理機関として協議会に事務局を設置する旨を定めたものである。

本協議会の事務局の従事職員は 3 町の職員としての身分を有したまま事務局への事務従事を行うこととなり、具体的な職員は、3 町長が協議して別途定めることになる。事務局職員としては、専従職員で総勢 9 名を予定しており財政計画を含む新市建設計画の調整を行う計画班、3 町間の事務事業調整に関する素案のとりまとめを行う調整班、協議会の会議運営をはじめ総務一般を行う総務班とに機能分担し、それぞれ配置する予定である。

なお、事務局内での文書管理、予算管理、職務権限の取り扱い等の事務処理に当たっては、別途の事務局規程を定め、原則として天王町の例により、確実な事務執行を行うこととしている。

(幹事会)

第 1 2 条 協議会に提案する事項について検討し、又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

【説明】

本条は、協議会に提案する事項の事前協議あるいは必要な調整を行うための組織として幹事会を置くことを定めたものである。

本規約において設置する幹事会は、任意協議会に設置した幹事会と同様に事務レベルの最高調整機関として位置づけ、特に調整を必要とする事由が生じた場合等に、その解決を図るために協議会の判断によりその内部組織として設置するものを想定している。本規約に定める以外の幹事会に関する事項については、別添の幹事会規程において定めるものとしている。

(協議会の経費)

第 1 3 条 協議会の運営に関する経費は、3 町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金の負担割合は均等割とする。

【説明】

本条は、協議会の事務執行に伴う経費の負担について定めたものである。

一般的に、協議会の予算執行の形態としては、次の 3 つの方法がある。

協議会経費全額を負担金として計上し、会長が協議会予算として執行

共通経費のみを協議会負担金、他の経費は関係団体予算で計上し、会長が各団体の長の委任を受けて執行

特定幹事団体の予算として計上し、会長が各団体の長の委任を受けて執行

本協議会においては、の方法を採用し、協議会関連経費の全額を 3 町で均等に負担金として計上することとしている。

(監査)

第 1 4 条 協議会の出納の監査は、3 町の代表監査委員各 1 名に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

【説明】

本条は、協議会の出納に関する監査について、3 町の代表監査委員各 1 名に委嘱して行うことを定めたものである。

天王町・昭和町・飯田川町合併任意協議会においては、任意という位置づけから、規約の承認からすべての事務を協議会内部において処理することとしており、出納監査についても、委員の中から監事を選任し、その監査に付すかたちで行ってきた。

しかし、本協議会は、法律に基づき、3町の議会の議決を経て正式に設置する協議会であることから、他の多くの先進事例の例にならい、3町の監査委員各1名に委嘱して行うこととしたものである。

なお、監査委員の権限は、地方公共団体の協議会の事務に対しても及ぶものとされていることから、その範囲で行う監査については、監査委員の判断により通常業務として行われることとなる。しかし、本規定による監査は、本協議会の内部業務として特段の手續を定め、行うものであることから、3町の監査委員各1名に特に委嘱して行うこととしたものである。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長は別に定める。

【説明】

本条は、協議会の予算、出納、現金の管理等財務に関して総括的に定めたものである。

これらの内容は、事務的なものであることなどから、先進事例においても規約で具体的に定めているものはほとんどない。具体的な事項については、天王町・昭和町・飯田川町合併任意協議会と同様に、地方自治法による一般的な協議会準則にならい、別添の財務規程を定めて事務執行を行うものである。

(報酬及び費用弁償)

第16条 委員等(第7条第1項第2号及び第3号の規定する者並びに監査委員に限る。)は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。
2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、会長が会議に諮り別に定める。

【説明】

本条は、本協議会の会長、副会長、委員及び監査委員について、報酬及びその職務遂行のために要する費用弁償を受けることができる旨を定めたものである。

協議会の委員等は、協議会の非常勤特別職として位置づけられ、その身分に基づき3町の非常勤特別職の職員と同様に報酬及び職務遂行のために要する費用弁償を受けることができるものと考えられる。非常勤特別職の職員に対する報酬及び費用弁償については、本来は条例で規定すべき事項であるが、協議会には条例制定権がないことから、設置根拠として3町議会に提出する規約上にその根拠を明示したものである。その取り扱いについては、3町の非常勤特別職の例に準じて行うこととなるが、3町間の取扱いに若干の差異があることから、事務局を設置する天王町の例によることを原則に調整を行った。

このうち報酬については、3町の非常勤特別職の職員の報酬や県内の法定協議会事例を参考に日額6,000円とし、3町の町長、その他の地方公共団体の常勤職員がその職務として協議会の活動を行う場合は、支給しないことにしている。

なお、報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、別添の事務局規程を定めることとしており、原則的に事務局を設置する天王町の例により処理することを予定している。

《参考》

監査委員の権限は地方公共団体の協議会の事務に対しても及ぶものとされていることから、その範囲で行う監査については、報酬の支払い事由の発生するところではないが、本規約に定める監査は、協議会の内部業務として、3町の監査委員各1名に特に委嘱して行うものであることから、その範囲において監査委員に対し報酬を支払うことを予定している。

(協議会解散の場合の設置)

第17条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

【説明】

本条は、協議会を解散した場合の出納処理等について定めたものである。
協議会が解散した場合、協議会の事務は、3町が協議の上引き継ぐことになるが、協議会の出納はその日をもって閉鎖し、会長であった者が決算を調製する。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

【説明】

本条は、補則として、本規約に定める以外の事項については、別途定める旨を規定したものである。

附 則

この規約は、平成15年7月1日から施行する。

【説明】

本附則は、本規約の施行期日を平成15年7月1日と定め、同日付けで法定合併協議会である天王町・昭和町・飯田川町合併協議会を設置することを定めている。